## (第4回変更) 契約変更の内容

契約変更年月日	平成 28年 9月 14日
契 約 業 者 名	(一財) 阪神高速道路技術センター
契約業者の住所	大阪府大阪市中央区南本町4-5-7東亜ビル2階
業務の名称	新技術募集及び技術開発に関する審査業務
業務場所	阪神高速道路株式会社の指定する場所
業務種別	土木設計
業務概要	新技術募集に関する審査 1式 → 1式 委員会審議をふまえた検討方針の立案 1式 → 1式 委員会審議をふまえた阪神高速道路の技術基準等に関する審議 0式 → 1式
業務期間(自)	平成 27年 5月 1日
業務期間(至)	平成 29年 1月 31日
契 約 金 額	30, 132, 000 円
変更金額	10,584,000 円 増
変更後の契約金額	40,716,000 円
変更理由	別紙のとおり

<sup>※</sup>金額は、税込みである。

## 変更契約理由書

新技術募集及び技術開発に関する審査業務(第4回変更)

- ・新技術募集に関する審査(変更) 公募会の回数は3回を想定していたが、4回に変更するものである。 また、報告会の回数は13回を想定していたが、17回に変更するものである。
- 委員会審議をふまえた検討方針の立案(変更)

各分科会の開催回数を1回ずつ追加するものである。また、設計不具合改善検討会を2回追加するものである。今回新たに追加する設計不具合改善検討会は、阪神高速道路の設計不具合改善に資するため、有識者による委員会等を組織し、課題の抽出、課題の解決方法について審議するものである。審議を行うに当たり、阪神高速道路の構造物の設計不具合に関する知見を有していることも本検討を進めるにあたって必要不可欠であるが、当該法人は当社設計不具合改善検討会に参画するとともに、「設計マネジメントガイドライン」の編集・発行に携わるなど、設計不具合に関する知見を有している。よって、当該法人が有する特殊な知見と体制が不可欠であることから、本業務に追加することが妥当である。

・委員会審議をふまえた阪神高速道路の技術基準等に関する審議

阪神高速道路の構造物に関する技術基準等の改定案に対し、鋼構造物、舗装及び耐震技術に対し、3.2.4章の委員会審議をふまえ、学識経験者を含む有識者による委員会を組織し、審議を行うものである。審議を行うに当たり、当社の技術審議会構造技術委員会と一貫した検討が可能な有識者委員会が必要不可欠であるが、(一財)阪神高速道路技術センターは技術審議会構造技術委員会の顧問をメンバーに含めた技術委員会を既に有している。よって、当該法人が有する特殊な知見と体制が不可欠であることから、本業務に追加することが妥当である。

## •業務期間(変更)

新技術募集に関する審査に係る公募会・報告会、委員会審議の回数変更および委員会審議をふまえた阪神高速道路の技術基準等に関する審議の追加に伴い、業務期間をH29.1.31まで延長するものである。